

軽油引取税免税証(農業用)交付申請の集合受付について

- 免税証(農業用)の交付を希望する方は、必要書類をご用意のうえ、次の会場で申請手続きをしてください。
- お住まいの地域以外の会場でも申請することができます。
- 総合県税事務所山本支所での受付は、令和2年2月3日から行います。ただし、支所受付分の交付は、集合受付分よりも遅くなりますので、できるだけ次の会場で申請手続きをしてください。

●受付日程

地 域	受 付 日	時 間	会 場
旧二ツ井町 藤里町	令和元年12月19日(木)	10:00～11:30 13:00～15:00	能代市二ツ井町庁舎 2階 大会議室
旧能代市内	令和2年1月28日(火) // 29日(水)		

●必要書類等一覧表

書類等	手 続					備 考
	新規	更新	継続	機械追加		
免税軽油使用者証		○	○	○		
免税軽油使用者証交付申請書	○	○			交付時に秋田県証紙(400円分)が必要。	
誓約書	○	○				
機械の販売証明書	○	※		○	※機械の追加・入替があれば必要。	
免税証交付申請書	○	○	○	○		
耕作証明書	○	○	○	○	農業委員会が交付したものに限る。	
免税軽油の引取り等に係る報告書		○	○	○		
軽油の納品書または販売証明書		○	○	○		
未使用の免税証		○	○	○		
ハンコ	○	○	○	○		

【注意】

- ① 午前の受付よりも、午後の受付の方が混雑が少なく、比較的短い時間で手続きをすることができます。
- ② 申請書等を記入していない場合、受付は後回しになりますので、必ず記入した上でお越しください。申請書等をお持ちでない方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ③ 令和2年の耕作期間中に使用者証(厚紙)の有効期間が過ぎる場合は、更新申請が必要です。
- ④ 共同申請には、全員分のハンコと耕作証明が必要です。使用者の加入または入れ替えがある場合は、更新申請が必要になります。

※ インターネットからは「秋田県 免税軽油」で検索してください。申請手続きについてご案内しております。また、一部の様式をダウンロードできます。

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所 課税第二課 秋田市山王4-1-2 TEL 018-860-3341

農閑期における肥料等の保管管理の徹底について

2020年の東京オリンピック等の開催に向け、警察ではテロの未然防止対策を推進しており、皆様には爆発物の原料となり得る化学物質である肥料・薬品等の保管管理の徹底をお願いしているところです。

間もなく、農閑期を迎えますが、皆様の中には使い残した肥料や除草剤を来年に繰り越される方も多いためです。

つきましては、農閑期における残存肥料等の保管管理の徹底について御協力をお願いいたします。

肥料等を保管する時には、

- ・ 野外に野積みしない。
- ・ 鍵のかかる倉庫等に保管する。
- ・ 盗難被害に遭ったら、すぐに警察に通報する。

以上の3点について、皆様の御協力をお願いいたします。



能代山本地区テロ対策推進パートナーシップ (事務局：能代警察署 0185-52-4311)